

障害学生への支援について

本学での障害のある学生や支援を必要とする学生への授業や試験における配慮や調整は、「障害者差別解消法（2016年4月施行）」等の関連法規を遵守し、合理的な配慮という考え方に基づいて行い、継続的な障害学生支援の充実に取り組んでいます。

修学等の支援

合理的配慮とは、障害があっても安心して修学できるよう、大学が公平な機会の確保に努め、必要かつ適当な変更・調整を行うことです。

修学や学生生活をおくる上で、支障を感じたり相談したい場合は、学生相談室や教務学生課に申し出てください。個別に聴き取りを行い、学生個々の実情に応じて、支援内容を確認、検討して、大学として可能範囲での合理的配慮を提供します。

相談・配慮や支援の流れ

①相談・配慮や支援の申請

随時、相談を受け付けます。

②ヒアリング

学生本人と面談し、障害の状況や大学生活において困難にかんじていること、必要な配慮や支援などについて伺います。

③配慮・支援内容の確認、検討

配慮・支援内容について、関係教員、関係部署の担当職員等で検討、相談します。

④配慮・支援依頼文書の作成・通知

学生および関係者が合意した上で、各授業担当教員に要請通知します。

④配慮・支援の提供開始

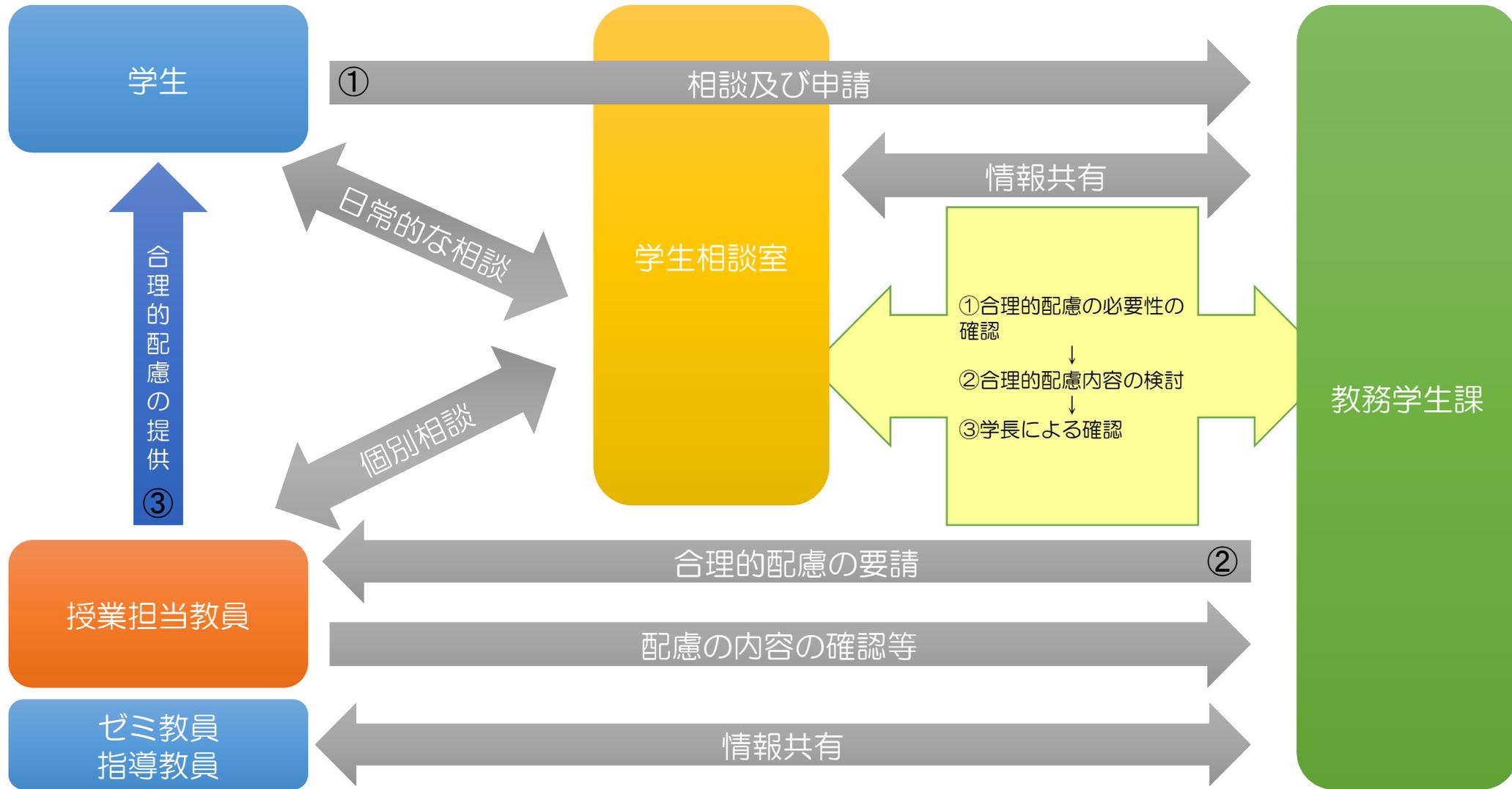
大学として可能な範囲での配慮・支援を提供します。

⑤継続的な相談、必要に応じて配慮・支援内容の調整

学期毎に配慮・支援内容を確認し、必要に応じて修正・調整します。

合理的配慮が必要な学生への対応フロー

開智国際大学
教務学生課



障害のある学生への配慮事項

①～⑤に該当する学生がいる場合、それぞれ以下の対応を実施する。
ただし必ず授業担当教員に障害にかかる相談をしている場合に限る。

①視覚障害受験生

両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能または著しく困難な程度のもの

対応方法

- 拡大鏡等の持参使用
- 窓側の明るい座席を指定
- その他学生の申し出により大学側で対応できる範囲

②聴覚障害学生

両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

対応方法

- 注意事項等の文書による伝達
- 座席を前列に指定
- 補聴器又は人工内耳の装用
(FM式を除く)
- その他学生の申し出により大学側で対応できる範囲

③肢体不自由学生

- (1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- (2) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

④発達障害を有する学生

発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害）を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者で、学校が教育上特別な配慮を行っているもの。

⑤その他教育上特別な配慮をしている学生

学校が教育上特別な配慮を行っている学生のうち、次のアまたはイに該当するもの。ただし、一時的障害を除く。

ア上記の a. から c. における障害の程度に該当しない視覚障害学生、聴覚障害学生及び肢体不自由学生

イ慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度の病弱者等

③～⑤の対応方法

■学生の申し出により大学側で対応できる範囲